

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

平成27年度～平成29年度



目次

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	1
第3章	基本目標・施策の体系	3
第4章	高齢者保健福祉施策の推進	4
第5章	介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策	8
第6章	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	10
第7章	介護保険事業に係る費用の見込み	11

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市では、平成24年3月に、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、東日本大震災からの再生・復興の先を見据え、現行の計画に位置付けられた施策の実施状況や介護保険制度の改正などを踏まえるとともに、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ち、地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな視点で計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市では、平成23年3月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえ、地域保健福祉計画など関連する他の本市計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間です。
計画期間3年目の平成29年度中に、次期計画を策定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

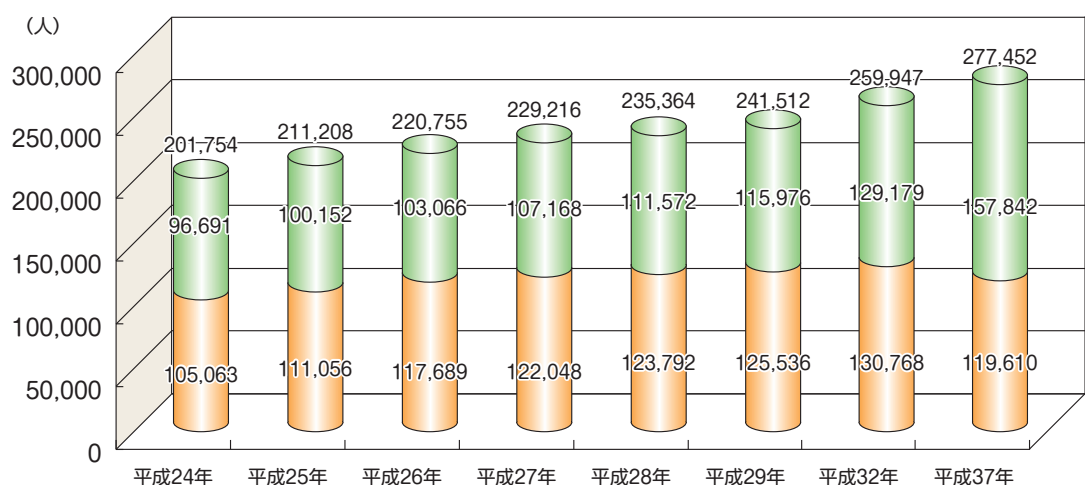
1 高齢化の一層の進展

本市の第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）は、平成26年10月1日現在220,755人（総人口に占める割合は21.0%）です。このうち65～74歳までの前期高齢者が53.3%、75歳以上の後期高齢者が46.7%です。

本計画期間中においては、団塊の世代の方々が65歳に達し、平成29年には、65歳以上の方が、約24万2千人に達するものと見込んでいます。このうち、前期高齢者は52.0%、後期高齢者は48.0%と見込んでいます。

さらに、平成37年には、65歳以上の方が、約27万7千人になるものと見込んでいます。このうち、前期高齢者は43.1%、後期高齢者は56.9%と見込んでおり、後期高齢者の増加傾向が続くと見込んでいます。

第1号被保険者数の推移



※平成26年までは実績(各年10月1日)、平成27年以降推計

65歳～74歳 75歳以上

2 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

- (1) 高齢者の社会的役割の拡大
本格的な少子高齢社会において、高齢者が「支えられる」だけではなく、社会を「支える」役割を担うことができる機会の創出や、地域社会に貢献する活動の促進。
- (2) 介護予防の推進
高齢になっても、できる限り介護を必要とせずに生活を送ることができるようにするための、介護予防の取り組みの総合的な推進。
- (3) 高齢者を地域で支える環境づくり(生活支援サービスの充実)
高齢者が必要とする多様な生活支援を、公的サービスだけではなく、地域住民、ボランティア、NPO等も含めた幅広い主体が担うことができる環境づくり。
- (4) 認知症対策
高齢者、とりわけ75歳以上の方、さらに、ひとり暮らし世帯が増加する中での、認知症になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるための支援。
- (5) 在宅での療養・介護のサポート
退院後などの在宅療養、介護を支えるための、医療や介護などの様々な専門職の連携による支援。
- (6) 介護保険サービスの提供体制
入所希望者等の状況や今後の高齢者数の伸びを考慮した、適切な量の介護サービス基盤の整備の推進。
- (7) 介護人材の確保・育成
介護サービス基盤の整備にあわせた、サービスを担う人材の確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成。
- (8) 住まいの確保
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための、多様な生活ニーズに対応した住まいの提供。

第3章 基本目標・施策の体系

1 基本目標

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

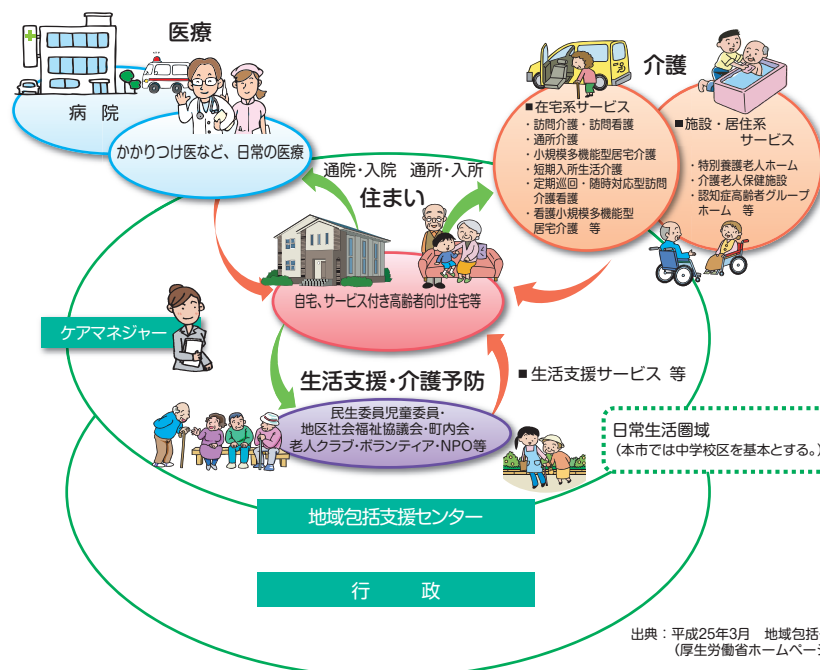
2 施策の柱

- (1) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進
- (2) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備
- (3) 地域における支え合いの体制づくり
- (4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備
- (5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築
- (6) 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備
- (7) 将来にわたる介護人材の確保
- (8) 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

地域包括ケアシステムの構築

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、地域包括ケアシステムの構築に努めています。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書
(厚生労働省ホームページ) をもとに作成

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

基本目標の実現に向け、8つの施策の柱により、高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

＜介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施＞

介護保険制度の改正に伴う新たな取り組みとして、従来、予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護及び通所介護を、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行します。新しい総合事業では、既存の指定事業所によるサービスに加えて地域の多様な主体が参画し、サービスを総合的に提供していきます。

本市では、平成29年4月に新しい総合事業へ移行することとし、移行後も引き続き安心してサービスを受けられるよう、順次、体制づくりを進めていきます。

1 高齢者の社会参加・生きがいの促進

本格的な少子高齢社会においては、高齢者が「支えられる」だけでなく、社会を「支える」役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保など様々な取り組みを進めていくことが必要です。高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会参加していくための取り組みを支援することにより、地域で支え合う豊かな社会の実現を目指していきます。

① 社会参加活動の推進

- (ア) 社会参加活動促進のための環境整備
- (イ) 地域社会貢献活動の促進
- (ウ) 外出支援

② 多彩な生涯学習の展開

- (ア) 学習機会の提供
- (イ) 文化活動支援
- (ウ) スポーツ活動支援

2 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

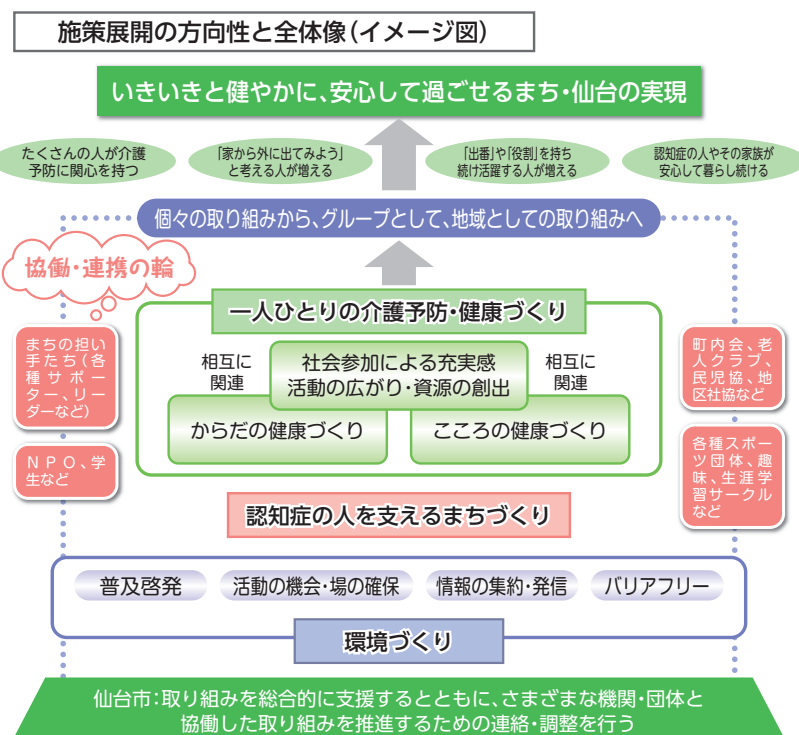
高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、介護予防・健康づくりの取り組みを一層推進していく必要があります。

これまでの介護予防・健康づくりへの一人ひとりの取り組みや、多種多様な機関・団体との連携による取り組みに加え、今後はさらに、地域づくりの視点からの環境づくりにも取り組んでいきます。

① 一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

- (ア) からだの健康づくり
- (イ) こころの健康づくり

② 地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり



3 地域における支え合いの体制づくり

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等の様々な主体が参画した多様な生活支援サービスを充実することで、地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

また、高齢者の尊厳保持のため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取り組みを進めるとともに、成年後見制度の一層の活用促進を図っていきます。

① 地域の関係機関による支援の充実

- (ア) 地域での見守り体制の構築
- (イ) 多様な機関による支援
- (ウ) 地域包括支援センターの機能強化

② 在宅生活を支える多様な支援

- (ア) 要介護高齢者への支援
- (イ) 高齢者のみ世帯への支援
- (ウ) 介護家族への支援

③ 高齢者虐待の防止と権利擁護

- (ア) 高齢者虐待の防止
- (イ) 高齢者の権利擁護

4 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

高齢化の一層の進展に加え、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加していく中で、本市においても認知症の方が増えていくことから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症に対する理解を広め、地域で認知症高齢者を支える体制の整備を進めていきます。

- ① 認知症の方とその家族への支援
- ② 保健、医療、福祉の専門職による支援
 - (ア) 認知症介護の質の向上
 - (イ) 早期発見・早期対応の促進
- ③ 地域における認知症の正しい理解と支え合い
 - (ア) 地域における支え合いの推進
 - (イ) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

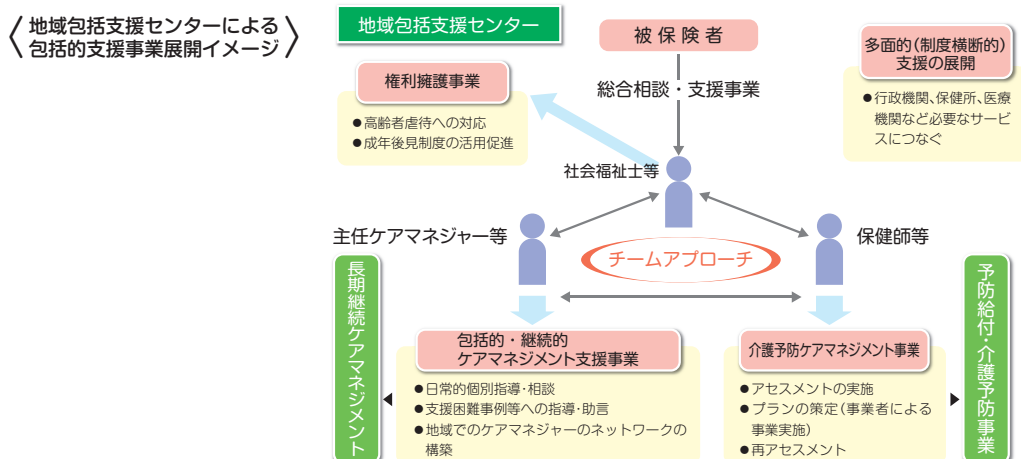
5 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

高齢者が在宅生活を継続することができるよう、医療や介護などの様々な専門職が連携し、支援していく必要があります。

そのため、地域ケア会議などを通じて、医療・介護の専門職の連携を進めるとともに、地域包括ケアシステムを構築する上で中核としての役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員を対象とした研修の充実などにより、専門職のマネジメント機能の向上を図っていきます。

- ① 多職種連携による支援体制の充実
 - (ア) 地域ケア会議の開催による連携強化
 - (イ) かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実
 - (ウ) 関係機関の連携強化
- ② 地域包括支援センターの機能強化
 - ◇ 地域包括ケアシステム構築に向けて関係機関とのネットワークづくり等を担う専任職員を配置
 - ◇ 担当圏域の高齢者人口の増加等に対応し地域包括支援センターを49か所から50か所に増設するとともに、高齢者人口を基準として配置職員を増員



- ③ 専門職によるマネジメント機能の充実

6 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、必要な時に適切な介護サービスを受けることができるよう、施設サービス、地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。

また、多様化する高齢者の生活ニーズに対応した暮らしが確保されるよう、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住基盤の整備を推進し、併せてサービスの質の確保を図ります。

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

① 介護サービス基盤の整備

計画期間（平成27～29年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	700人分整備
● 介護老人保健施設	360人分整備
● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	360人分整備
● 小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所整備
● 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	360人分整備

※数字は、計画期間内に公募選定を行う定員数等であり、計画期間後に開所予定の定員数等が含まれます。

② 多様な居住基盤の整備とサービスの質の確保

7 将来にわたる介護人材の確保

将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関・団体などと連携しながら積極的に人材確保の取り組みを推進していきます。

① サービスを担う人材の確保

- (ア) 職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みの推進
- (イ) 事業者の介護人材確保に向けた取り組みの推進
- (ウ) 若い世代の職業意識の醸成
- (エ) 介護に関する専門知識・技能の習得に向けた支援
- (オ) 有資格者への働き掛け

② 質の高いサービスを提供できる人材の確保

- (ア) 介護人材の資質向上
- (イ) キャリアパスの確立

③ 地域での人材の確保

8 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

在宅での生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの整備、配食や見守りなどの生活支援サービスの充実、在宅療養・介護の支援などの生活支援施策を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住基盤の整備を推進します。さらに、要援護高齢者に対する災害時の地域での支え合いや、公共空間のバリアフリー化を進めていきます。

① 在宅での生活を可能とする各種施策の実施

- (ア) 介護サービス基盤の整備
- (イ) 生活支援サービスの充実
- (ウ) かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実

② 快適に暮らしていくための環境の整備

- (ア) 高齢者が住み続けられる住まいの整備
- (イ) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (ウ) 高齢者が暮らしやすい都市構造への転換

③ 安心できる暮らしの確保

- (ア) 災害対応力の強化
- (イ) 日常生活における安心できる暮らしの確保

第5章

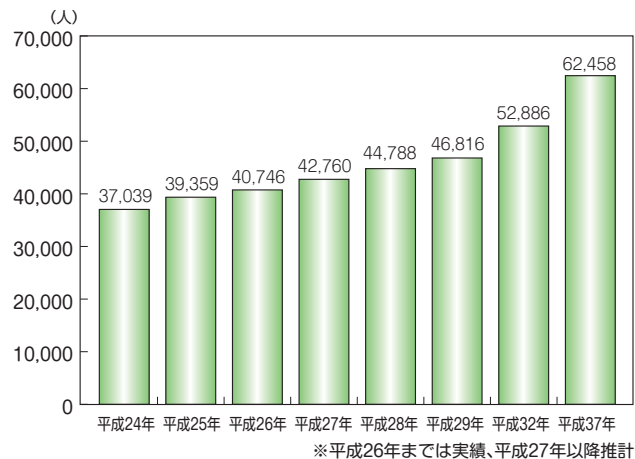
介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策

1 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数（要支援認定者及び要介護認定者の合計数）は、平成26年10月1日現在、40,746人です。

今後の要介護等認定者数の推移について、本計画ではこれまでの出現率の状況、後期高齢者の増加などを考慮し、計画の最終年となる平成29年には約4万7千人に増加すると見込んでいます。

仙台市の要介護等認定者数の推計



2 介護サービス等の種類ごとの量の見込みとその確保策

第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の給付実績を基本とし、それぞれのサービス種類ごとの、要介護度別の利用状況や利用者数の増減などを分析したうえで、第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）の各年度における要介護等認定者数の推計値等をもとに、利用量を推計しています。また、施設整備の状況により利用量が影響を受けるサービス（施設サービス、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等）については、上記による分析に、今後の整備見込みによる定員数等を勘案して推計しています。

各年度における主な介護サービス（介護予防サービス含む）の種類ごとの量の見込み

		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス等					
訪問介護	(回/年)	2,014,167	2,231,611	2,376,252	2,518,720
訪問看護	(回/年)	210,513	231,917	247,233	262,913
通所介護	(回/年)	1,095,829	1,225,713	1,021,134	1,077,965
短期入所生活介護	(日/年)	365,241	396,424	401,112	418,425
福祉用具貸与	(人/月)	10,826	12,042	12,816	13,610
住宅改修	(件/年)	2,659	2,986	3,167	3,354
居宅介護支援	(人/月)	23,950	26,841	28,497	30,196
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	—	148	243	378
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	382	544	611	679
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	(人/月)	1,224	1,503	1,596	1,714
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	249	343	343	343
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	(人/月)	—	38	78	105
地域密着型通所介護	(回/年)	—	—	281,738	299,443
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	(人/月)	2,831	3,026	3,126	3,383
介護老人保健施設	(人/月)	2,525	2,637	2,724	2,914
介護療養型医療施設	(人/月)	115	115	115	115

- ◆ 認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は、施設の開所見込みをもとに推計しています。
- ◆ 利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年度から、地域密着型サービスに移行されます。
- ◆ 訪問介護、通所介護については、新しい総合事業への移行分も含めて推計しています。

※平成25年度は実績、平成27年度以降推計

<見込量確保のための基本的な考え方>

- 利用者が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、日常生活圏域を踏まえながら、立地環境、地域バランスを考慮して介護サービス基盤の整備を図ります。
- 必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと、提供されるサービスの質についても十分な水準を確保する必要があります。こうした観点から、事業者への指導を行うことや事業者自らがサービスの質の向上に取り組めるような環境の醸成に努めます。
- 地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては、サービス創設の趣旨を踏まえ、認知症高齢者の増加等に対応し着実なサービス供給を進めるとともに、可能な限りサービスの質の確保を図るという観点から、その手続の公平、公正性を確保しつつ、適切に審査を行っていきます。

3 地域支援事業の量の見込とその確保策

第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の実績を基本とし、同程度又は計画期間の各年度における被保険者数及び要介護等認定者数の推計値（2頁及び8頁）等をもとに、推計しています。

各年度の主な地域支援事業の量の見込み

		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防事業					
①通所型介護予防事業（元気応援教室）	（人／年）	588	630	660	690
②介護予防訪問指導事業	（人／年）	19	25	30	35
③介護予防教室	（回／年）	944	1,000	1,000	1,000
(2) 包括的支援事業					
①地域包括支援センター	（所／年）	49	50	50	50
②ケアマネジャー研修	（回／年）	9	9	9	9
③認知症高齢者家族介護支援事業（家族懇談会、相談会）	（回／年）	49	55	60	65
(3) 任意事業					
①介護給付費適正化事業	（件／年）	65,092	70,554	73,900	77,246
②成年後見制度利用支援事業	（件／年）	16	20	25	30
③シルバーハウジング生活援助員派遣	（戸／年）	303	303	303	303
④介護用品支給事業	（件／年）	3,480	3,874	4,172	4,493
⑤介護相談員派遣事業	（回／年）	806	806	806	806
⑥食の自立支援サービス事業	（件／年）	327,198	337,635	341,011	344,421

※平成25年度は実績、平成27年度以降推計

<見込量確保のための基本的な考え方>

- 事業の内容や地域の社会資源の状況などに応じて、行政、地域包括支援センター、事業者、ボランティア団体や地域団体などのインフォーマルなサービスの担い手等との連携により、効果的な事業実施を図ります。
- 地域包括支援センターを49か所から50か所に増やすとともに、高齢者人口を基準として職員を増員し、きめ細かなサービスの提供を行っていきます。

第6章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階は、基準額（第6段階：割合1.0）に対し、所得の低い層（第1～第5段階：市町村民税本人非課税）で軽減した分を、所得の高い層（第7段階以上：市町村民税本人課税）の負担で賄えるよう設定しているものです。

第6期の保険料段階については、第5期同様の12段階で引き続き設定していきます。

※第6期の保険料段階ごとの対象者と保険料額は14頁のとおりです。

2 所得が低い方への対応

平成27年4月からの制度改正においては、第1号被保険者のうち所得が低い方を対象とした公費（国が1/2、都道府県・市町村が各1/4ずつ負担）を投入しての保険料軽減措置が設けられます。本市では、国の方針等の決定に合わせて、軽減措置を行っていく予定です。

また、平成13年度から、第1号被保険者のうち生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象に実施している介護保険料の軽減措置については、今後国が定める公費による保険料軽減措置との整合性を図った上で、引き続き実施していきます。

3 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

(1) サービスの質の確保・向上

介護サービス事業者に対する指導監査、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導、並びにケアプラン点検を通じた自立支援型ケアマネジメントの推進等の取り組みを進めます。

なお、いわゆる「お泊りデイサービス」を提供する事業所については、届出制や事故報告の仕組みの導入など、制度改正に適切に対応した利用者保護の観点からの取り組みを進めます。

また、宮城県介護サービス情報公表システムや地域密着型サービス外部評価情報の利用を促進し、利用者がより適切な事業者を選択できるよう支援します。

(2) 保険給付費の適正化

第3期宮城県介護給付適正化取組方針（平成27年度～平成29年度）を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」「ケアマネジメント等の適正化」「サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に重点的に取り組み、利用者に対する適切な介護サービスの確保や給付の適正化を図ることにより、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

(3) 苦情等への対応

介護サービスの利用に関し、利用者から苦情等が寄せられた場合は、苦情等対応マニュアルに基づき適切に対応していきます。

また、苦情処理に関わる宮城県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センターなどと密接に連携して、迅速かつ適切な対応に努め、可能な限り問題の解決を図ります。

さらに、介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、利用者の疑問等の解消を図るとともに、事業者自らによる介護サービスの質の向上の取り組みにつなげていきます。

4 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

(1) サービス選択のための情報提供の充実

市ホームページにおいて事業者リスト等を掲載するとともに、宮城県介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進を図ります。

さらに、地域包括支援センターや民生委員児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供も行っていきます。

(2) 介護保険制度の周知・啓発

市民への制度の周知・啓発に資するよう、パンフレット等の充実を図るとともに、地域の団体やグループを対象に市職員が出向き、制度の仕組みなどについて直接説明する市政出前講座を実施していきます。

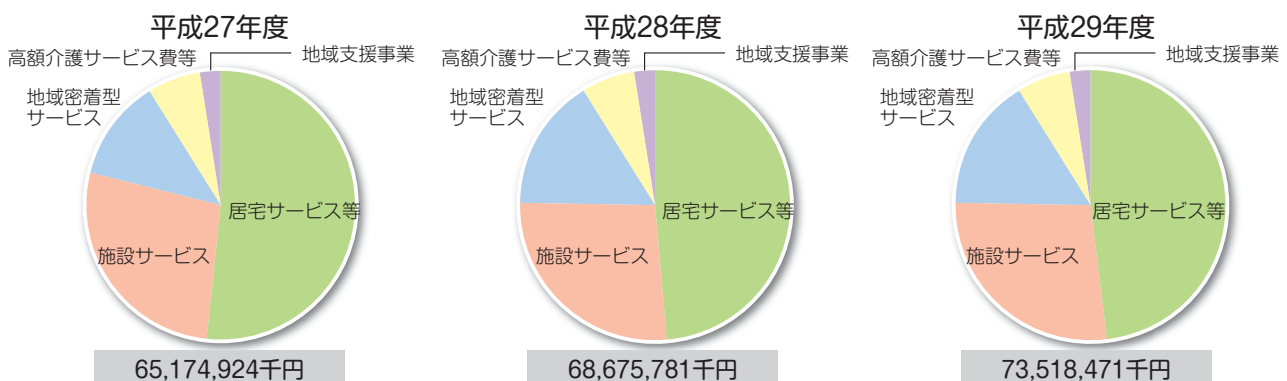
また、地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発に取り組んでいきます。

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

1 計画期間の費用の見込み

第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり算出しました。この費用は、第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）における費用（計画値）181,113,663千円と比較すると、14.5%の増加となります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
保険給付費	居 宅 サ ー ビ ス 等	33,768,656千円	33,415,544千円	35,519,088千円	102,703,288千円
	施 設 サ ー ビ ス	17,784,776千円	18,376,375千円	19,824,007千円	55,985,158千円
	地域密着型サービス	7,859,225千円	10,809,602千円	11,792,720千円	30,461,547千円
	高額介護サービス費等	4,217,626千円	4,462,404千円	4,709,983千円	13,390,013千円
	小 計	63,630,283千円	67,063,925千円	71,845,798千円	202,540,006千円
地 域 支 援 事 業		1,544,641千円	1,611,856千円	1,672,673千円	4,829,170千円
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		—	—	—	—
合 計		65,174,924千円	68,675,781千円	73,518,471千円	207,369,176千円

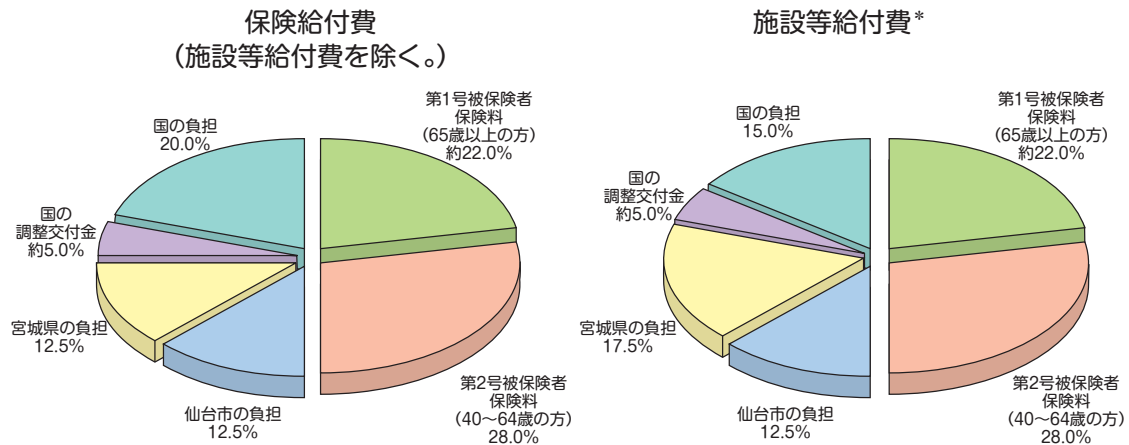


- ※1 「居宅サービス等」の費用は次に掲げる費用の合計額です
 - ・居宅サービス（9種類）（介護予防サービスを含みます）
 - ・特定施設入居者生活介護（介護予防サービスを含みます）
 - ・特定（介護予防）福祉用具購入
 - ・（介護予防）住宅改修
 - ・居宅介護支援（介護予防支援）
- ※2 「施設サービス」の費用は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計額です
- ※3 「地域密着型サービス」の費用は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域密着型通所介護の合計額です（介護予防サービスを含みます）
- ※4 「高額介護サービス費等」の費用は高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、宮城県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の合計額です。
- ※5 「地域支援事業」の費用は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の合計額です。

2 介護保険の財源構成

① 保険給付

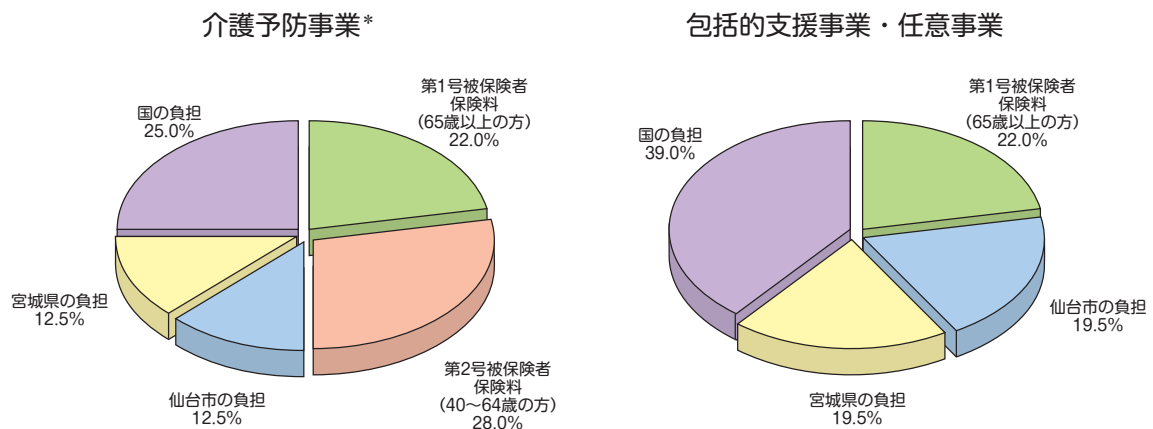
介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。



* 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

② 地域支援事業

地域支援事業に係る財源は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業とで異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



* 新しい総合事業への移行後は、国の負担割合のうち約5.0%が調整交付金となります

3 計画期間における第1号被保険者の保険料について

(1) 保険給付費等から算出した保険料の基準額

11頁の保険給付費等をもとに、保険料の基準額（月額換算）を算出すると5,770円となり、第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）との比較では628円、約12.2%の増となります。主な要因は、後期高齢者の増加に伴う要介護等認定者数の増加によるものです。

(2) 介護保険事業財政調整基金の活用

介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が介護保険事業財政調整基金です。

第6期計画期間においては、介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる23億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

(3) 第6期計画期間の保険料の基準額

以上により、第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）の保険料の基準額（月額換算）は、①から277円減少し、5,493円となります。これにより、第5期計画期間との比較では351円、約6.8%の増加となります。

なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります。（14頁参照）

保険料増額の主な要因

- 後期高齢者数の増加
- 要介護等認定者数、サービス利用者数の増加
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）などの基盤整備の充実
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の負担率の引き上げ（約21%→約22%）

第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

区分	所得段階	対象となる方		基準額に対する割合	年額保険料 (月額換算)
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方		0.50	32,900円 (2,747円)
		世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			
	2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.50	32,900円 (2,747円)
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.65	42,800円 (3,571円)
	4		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.75	49,400円 (4,120円)
	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.85	56,000円 (4,669円)
6	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方		1.00	65,900円 (5,493円)	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	72,500円 (6,043円)
	8		本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	82,400円 (6,867円)
	9		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	98,800円 (8,240円)
	10		本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.65	108,700円 (9,064円)
	11		本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.85	121,900円 (10,163円)
	12		本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	131,800円 (10,987円)

※ 実際に1回の納期で納めていただく保険料額は、納付回数異なる（特別徴収は6回、普通徴収は10回）ことなどから、上記の金額とは異なります。

※ 公費による軽減がされていない額です。（国の関係法令施行後に実施を決定）



仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画のあらまし

平成27年3月

発行：仙台市健康福祉局保険高齢部

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167/FAX 022-214-8191

E-mail: fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246/FAX 022-214-4443

E-mail: fuk005170@city.sendai.jp